

# 農地法第3条許可申請書類チェック表

提出部数1部

番号	添付書類名（発効日・証明日が提出時3ヶ月未満のもの）	✓	発行機関等
1	3条申請書（様式に記入漏れがないか確認）		農業委員会
	別紙		
2	営農計画書（特に作物名・農機具の欄に抜けがないか確認）		申請書内
3	申請地位置図（申請地付近の見取図、住宅地図等）		
4	字図（原本）		法務局
5	土地の全部事項証明書（原本）		法務局
	チェック項目		
	①所有後3年経過しているか（相続以外で3年未満の場合は経緯のわかるものを添付）		
	②地役権等（地上権、抵当権など）があるか（有は受人の承諾書添付）		
	③名義人の住所が住民票の住所と同一か （相違がある場合は確認できる戸籍の付表が必要）		
6	譲渡人住民票（原本）（住所確認のため）		市町村市民窓口
7	譲受人住民票（原本）（世帯全員が記載されたもの）		市町村市民窓口
8	農業委員の回答書（推進委員は不可）		地区担当農業委員
9	申請に係るアンケート		
10	委任状（行政書士等の代理人が申請手続きする場合） ※許可書は申請者か委任された方にしか渡せません。（受取印必要）		
11	耕作証明（譲受人が、由布市内の耕作農地が5反未満の場合で、市外の耕作地を合わせ5反以上になる場合は他市発行の耕作証明が必要）		他市農業委員会

参考 申請（毎月15日ㄨ）→市委員会（月末）→許可書交付（次月上旬）→移転登記  
農地法第3条許可書の交付後は、速やかに法務局で所有権移転登記等を行ってください。

## 《注意事項》

- ※① 3条は、農地を農地として譲受人自らが耕作することが条件です。
- ※② 3条許可基準は、譲受人の経営面積が50a以上（下限面積）となり、農作業に常時従事し、周辺農地に支障がないよう適切かつ効率的に農地を利用することなどです。
- ※③ 相続登記未済の場合は、相続手続き完了後に申請すること。
- ※④ 利用権設定（旧小作契約）等をしている土地は、同時に「合意解約通知書」が必要です。
- ※⑤ 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く）してください。また、法人の登記簿謄本と役員会議事録を添付してください。
- ※⑥ 競売・民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売・民事調停等を証する書面を添付してください。